

G P S 活用によるスマート農業加速化推進事業

(令和 6 年度追加募集) 実施計画審査基準

令和 6 年 10 月 17 日

福島県農業振興課

G P S 活用によるスマート農業加速化推進事業実施要領（令和 6 年 5 月 23 日付け施行。以下「実施要領」という。）第 3 の 2 （1）に定める審査基準については、次のとおりとする。

第 1 補助対象者の決定

1 事業計画に対する評価に応じた補助対象者の決定

実施要領第 3 の 1 （1）に規定する事業計画について、別表 1 に掲げる評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えた上で、そのポイントの合計によって次に掲げる方法により補助事業者を決定する。

（1）次の順序・方法により補助事業者を決定する。

ポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業計画から順に補助対象者を決定する。

（2）同一ポイントを獲得した事業計画が複数ある場合には、要望額の小さい順に予算の範囲内で補助対象者を決定する。

（3）今年度、すでに事業計画の承認を受けている補助事業者については、申請不可とする。

第 2 配分基準の考え方の見直し

配分基準の考え方については、事業の実施状況、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

附 則

1 この基準は、令和 6 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

2 この基準は、令和 6 年 10 月 17 日から施行する。

別表1（事業計画に対する評価の基準）

1 共通項目（25点満点）

配点基準	ポイント
① 事業計画「1 事業実施主体の概要」における、事業実施主体の状況 ア 下記以外の農業者 イ 認定農業者又は認定新規就農者ではないが、「策定済みの地域計画における農業を担う者」もしくは「人・農地プランにおける中心経営体」に位置づけられている ウ 認定農業者又は認定新規就農者であるが、「策定済みの地域計画における農業を担う者」もしくは「人・農地プランにおける中心経営体」に位置づけられていない エ 認定農業者又は認定新規就農者であり、かつ「策定済みの地域計画における農業を担う者」もしくは「人・農地プランにおける中心経営体」に位置づけられている	0 3 5 7
② 認証GAPの有無 ア 認証GAPを取得していない イ 認証GAPを取得している	0 7
③ 事業計画「3 事業の目的等（1）事業の目的（本取組によってもたらされる効果等）」において、農産物の販売額増加に資する計画となっているか。 ア 農産物の販売額増加に資する計画となっていない。 イ 農産物の販売額増加に資する計画となっている。	0 3
④ 事業計画「3 事業の目的等（1）事業の目的（本取組によってもたらされる効果等）」において、農業経営の改善を目指す計画となっているか。 ア 農業経営の改善を目指す計画となっていない。 イ 農業経営の改善を目指す計画となっている。	0 3
⑤ 事業計画「9 経営の改善に向けた取組」における目標項目の設定数 ア 1つ イ 2つ ウ 3つ	1 3 5

2 目標別項目（29点満点）

配点基準	ポイント
事業計画「9 経営の改善に向けた取組」のうち経営面積の拡大	

⑥ 「作目名等」の項目における作目数		
ア 記載なし	0	
イ 1つ	1	
ウ 2つ	2	
エ 3つ以上	3	
⑦ 「規模」の項目における現状から目標の増加面積（合計値で評価）		
ア 記載なし又は 5 ha 未満	0	
イ 5 ha 以上～10 ha 未満	1	
ウ 10 ha 以上～15 ha 未満	2	
エ 15 ha 以上～20 ha 未満	3	
オ 20 ha 以上～25 ha 未満	4	
カ 25 ha 以上	5	
⑧ 現状の経営面積による加算点（経営面積の合計値で評価）		
ア 10 ha 未満	0	
イ 10 ha 以上～20 ha 未満	1	
ウ 20 ha 以上～30 ha 未満	2	
エ 30 ha 以上～40 ha 未満	3	
オ 40 ha 以上～50 ha 未満	4	
カ 50 ha 以上	5	
事業計画「9 経営の改善に向けた取組」のうち単収の向上		
⑨ 「作目名等」の項目における作目数		
ア 記載なし	0	
イ 1つ	1	
ウ 2つ	2	
エ 3つ以上	3	
⑩ 現状から目標の増加割合（複数作目の場合は、最も低い増加割合により評価）		
ア 記載なし又は 10 %未満	0	
イ 10 %	1	
ウ 20 %	2	
エ 30 %	3	
オ 40 %	4	
カ 50 %以上	5	
事業計画「9 経営の改善に向けた取組」のうち省力化（作業時間の削減）		

⑪ 「作目名等」の項目における作目数 ア 記載なし イ 1つ ウ 2つ エ 3つ以上	0 1 2 3
⑫ 現状から目標の削減割合（複数作目の場合は、最も低い削減割合により評価） ア 記載なし又は10%未満 イ 10% ウ 20% エ 30% オ 40% カ 50%以上	0 1 2 3 4 5

3 その他（1点満点）

配点基準	ポイント
⑬ 県が主催する以下のセミナー等への参加意向 ア 県が主催するセミナー等への参加意向がない イ 県が主催するセミナー等への参加意向がある	0 1